

～河内長野市と災害時の人的支援に関する協定を締結しました～



協定書交換

(左: 芝田河内長野市長、右: 枝廣近畿財務局長)



協定書を携えて

(中央左: 芝田市長、中央右: 枝廣局長)

近畿財務局は、平成 25 年 10 月 4 日（金）に河内長野市と「災害時の人的支援に関する協定」を締結しました。

近畿財務局では、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災からの復興支援として、これまでに東北地域の各自治体に派遣し、避難施設の運営補助や、り災証明の受付・発行等の自治体事務の補助を行ってきました。

この経験を踏まえ、近畿管内で災害救助法が適用される災害等が発生した場合に、管内自治体による円滑かつ迅速な災害復旧の一助として、簡素化した手続きによって職員の支援が可能となるよう、管内自治体との協定締結を進めています。

- ・ 協定の名称 災害時の人的支援に関する協定
- ・ 協定締結先 大阪府河内長野市
- ・ 協定締結日 平成 25 年 10 月 4 日（金）
- ・ 支援内容 近畿財務局の職員派遣により、河内長野市が行う災害復旧にかかる事務及び作業を支援
 - (1) 避難施設運営補助（支援物資運搬、避難施設巡回等）
 - (2) 災害ボランティア及び支援物資等の受付事務
 - (3) 有価物（現金、保険証、貴金属等の遺失物）の分別等作業
 - (4) り災証明書申請受付及び発行に関する事務
 - (5) り災建物判定にかかる現地調査補助
 - (6) その他河内長野市の指示に基づく事務及び作業

今後においても、近畿管内の自治体との連携強化を図りながら、地域貢献に努めてまいります。

お問い合わせ 近畿財務局総務部総務課
06-6949-6390